

山梨県公報

号外第四十七号

令和五年

十二月一日

金 曜 日

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流土砂流出防備保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

七二四・〇九ヘクタール
一八・七二ヘクタール
一、〇五〇・九九ヘクタール
一四〇・五二ヘクタール
一二〇・五二ヘクタール
一七〇・四五ヘクタール

一、五四六・〇七ヘクタール
一四五・四六ヘクタール
三・三六ヘクタール
一、一一二・〇五ヘクタール
一〇七・四四ヘクタール
〇・七二ヘクタール
一、六四五・〇五ヘクタール
一五四・六九ヘクタール
八・九〇ヘクタール
一、一三一・〇一ヘクタール
五一九・四五ヘクタール

目次

○令和五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

● 令和五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
令和五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第
二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のと
おり公表する。

令和五年十二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五四六・〇七ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一四五・四六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一一二・〇五ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・四四ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六四五・〇五ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五四・六九ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・九〇ヘクタール
斐崎地区水源かん養保安林	一、一三一・〇一ヘクタール
斐崎地区土砂流出防備保安林	五一九・四五ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番